■ 査読付論文

検察審査員の判断を規定する要因 一大学生を対象とした模擬検察審査会実験の結果から―

山崎 優子*

【要旨】2009年に検察審査会の議決に強制力が付与され、2015年3月28日現在、強制起訴された事案は8件となった。しかしこのうち、有罪判決が下されたのは2件のみである。検察が起訴するケースと比較して、検察審査会で強制起訴されたケースで無罪判決が下される割合が多い第一の理由として、検察審査員と検察で起訴の基準に対する認識が異なる可能性が考えられる。本研究では、検察審査会の議決によって強制起訴された2つの事案を取り上げ、大学生の起訴をめぐる判断について検討を行った。その結果、被害の大きさ、裁判で真相が解明される可能性、審査申し立て人の処罰感情を考慮する程度が高く、法律を考慮する程度が低い傾向が示された。また、起訴か否かの判断は、検察と異なり、容疑者が裁判で有罪となる確証の強さにもとづいてなされないことが示された。さらに、起訴か否かの判断は、「法的観点」から判断する程度に依存するが、法の実務家の判断とは異なる性質をもつことが示唆された。

キーワード:検察審査員、民意、起訴の基準

I. 問題

2009年5月、司法制度改革により、検察審査会の議決に強制力が付与された。2017年7 月1日時点で、強制起訴となった9件 1 のうち、裁判で有罪が確定されたケースは22%の2 件のみ (読売新聞, 2017) である。一方, 司法統計 (刑事裁判, 平成 25 年度) によると, 職業裁判官による地方裁判所,高等裁判所で有罪となったのは、ほぼ100%(無罪判決が下 されたのは, 地方裁判所では総数 71900 件のうち 110 件, 高等裁判所では総数 6108 件のう ち11件)であった。検察審査会によって起訴されたケースで、有罪判決が下される割合が 極端に低いことは、検察と検察審査会で、起訴と判断する基準が異なる可能性を示唆する ものである。検察官の考える刑事裁判は「精密司法に基づく実体的真実の解明」(堀籠,2010) にある。「精密司法」とは、「精密な取調べに始まり、慎重な起訴を経て、精密な事実認定 を伴う判決に終わる刑事手続き」(堀籠,2010)のことである。また,慎重な起訴というの は、「犯罪の嫌疑が認められる程度ではなく、裁判で、有罪となるという確証を得た場合に のみ起訴する」(法曹会, 2013) ことを指す。現行刑事訴訟法においては、起訴の際の嫌疑 について明文の規定は存在せず,起訴の際に有罪の確信が要求されているとはいえない(福 井,2011)。しかし、精密司法によって、検察が起訴したケースのほぼ 100%は有罪、つま り, 検察が起訴された時点で, その被疑者の有罪はほぼ確定することになる。したがって, 有罪となる確証のないまま起訴することは、起訴に伴う種々の人権侵害を生む弊害の危険 性が高い(法曹会, 2013)。

^{*} 立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員

検察が厳しい起訴の基準を設けている一方で、検察審査会の起訴の基準は明確ではない。 検察審査会制度の目的は「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図る」(検審1 条 1 項) ことにあり、「民意」に被疑者の人権侵害を生む弊害の危険性に対する配慮が求 められることはない。しかし検察審査会の起訴の基準をめぐっては、対立する議論がある。 新屋(2010),中島(2013)は、検察審査会は、検察の起訴を抑制する機能を担うべきだと しており、坂井(2010)は起訴される者の過大な負担を考えると、起訴に慎重であるべき だと述べている。春日(2011)は、検察審査会制度が、「民意の反映」ありきの制度設計の ために,検察審査会による公訴権の濫用という発想がないことを問題視し,今関(2011) は、「有罪の確信をともなわない起訴」について「良識や常識は、時として法の敵対者であ る」とさえ述べている。その一方で、福井(2011)は、「国民の市民参加は「無辜を処罰し てはならないという価値」の実現にとって意義があるばかりではなく、今まで不当に処罰 を逃れていた者を処罰する方向でも意義がある」と主張する。そして起訴の基準が下げら れることで「捜査の糾問性の克服」,「公判の活性化(公判中心主義)」などの利点ももたら されるとしている。先述の春日(2011)も、「民意の反映」の意義を認め、被疑者・被告人 といった訴追される弱い立場の人々を支え、刑事司法における、権力の横暴を食い止める 権力抑制機能・人権保障機能にあるとしている。検察審査会においても、弱い立場の人々 を支え、権力の横暴を食い止める機能があるとすれば、どのようなケースにあてはまるの だろうか。船山(2015)は、「原発事故を代表とする大規模過失犯罪」、「強姦・強制わいせ つ罪などの性犯罪」,「冤罪」は、加害者と被害者の間に権力関係が成り立つ"権力関係的 犯罪"であり、刑事制裁が科されにくい犯罪としている。

以上のように、検察審査会制度についての専門家の議論はさまざまであるが、検察審査員の対象となる市民は、検察審査会制度に対してどのように認識しているのだろうか。またどのような観点から起訴か否かを判断するのだろうか。本研究では、将来検察審査員に選出される可能性のある大学生を対象に、検察審査会に対する認識と、社会の耳目を集めた2つの事案(2005年に発生したJR福知山線脱線事故、2011年に発生した沖縄米軍軍属による交通事故)を取り上げ、起訴か否かの判断および判断に影響を及ぼす要因についてを明らかにする。大学生という属性や年代が比較的均質な集団を調査対象としたことで、社会的背景など参加者間の異質性が上記判断にもたらす影響は、一定程度低減されることが期待できる。

JR 福知山線脱線事故の起訴議決については、元高裁判事の批判的発言「トップとしてけ しからんという市民感覚と、法的な過失の間でズレが生じている」(毎日新聞、2010a)が みられる一方、「事件が公的性格を帯びているときには、必ずしも十分な証拠が揃っていな い場合でも、やはり起訴に踏み切る姿勢が必要である」(平田、2011)との見解がみられる。 沖縄米軍軍属による交通事故では、那覇地検が日米地位協定で米側に第1次裁判権がある 「公務中の事故」として処理したが、日米地位協定の改善を求める市民による活発な運動 が発生している(読売新聞、2011c)。

Ⅱ.研究

Ⅱ.1 本研究の検討事項

本研究で明らかにするのは、下記の3点である。

- (1) 検察審査会制度に対する認識
- (2)「2005年に発生した JR 福知山線脱線事故」に対する検察審査員としての判断及び 判断に影響する要因
- (3)「2011年に発生した米軍軍属の男性による交通事故」に対する検察審査員としての 判断及び判断に影響する要因

Ⅱ. 2 方法

研究方法は下記のとおりであった。

協力者 大学生 34 人(M=21.1 歳,SD=1.6)が調査に参加した。

材料 検察審査会の概要を示した DVD (最高裁製作。全編約 45 分), a 検察審査会 (最高裁判所, 2015) についてまとめた資料, b 2005 年 4 月 25 日に発生した JR 福知山線脱線事故についての新聞記事をまとめた資料, c 2011 年 1 月 12 日に沖縄市で発生した米軍軍属の男性が起こした交通事故についての新聞記事他をまとめた資料 を協力者に提示した。また,協力者に回答を求めた質問紙の主な内容は次の (1) と (2) であった。(1) 検察審査会制度に関する内容: a. 察審査会制度についての知識 (自由記述), b.検察審査会制度についての理解の程度 (1全く理解できなかった~9 十分理解できた), c.検察審査会制度の意義 (1全くない~9 非常にある), (2) 上記 2事例に関する内容: a.検察審査官としての判断 ((起訴相当,不起訴相当,不起訴不当), b.被疑者が起訴された場合に予測される判決 (有罪,無罪) およびその判断の確信の強さ (1全く確信がない~9 非常に確信がある), c. 審査にあたって①~⑨が判断に影響した程度 (①被害の大きさ,②審査申立て人の処罰感情,③社会に与える影響,④起訴となった場合に有罪になる可能性,⑤法律の専門家ならどのように判断するか,⑥法律,⑦過去の検察審査会の議決,⑧世論,⑨裁判で真相が解明される可能性) (1全く影響しなかった~9大きく影響した)。

手続き 調査は、5人~12人のグループ毎に実施した。調査協力に同意した協力者は質問紙(1)aに回答し、質問紙は回答後に回収された。次に検察審査会についてまとめた資料 a が配布され、検察審査会制度に関する DVD を視聴した。DVD 視聴後、協力者は質問紙(1)bと c に回答し、質問紙は回答後に回収された。その後、協力者は 6人(あるいは5人)のグループ毎に集められ(協力者 34人で計 6 グループを構成)、配布資料 b(あるいは配布資料 c)を配布された。そして、「これから検察審査員になったつもりで判断すること」、「自分が検察審査員だったらどう判断するかを考えながら読むこと」を求められた。配布資料を読み終えた協力者は、質問紙(2)a,b,c に回答した。グループ内の全員が回答した後、「どのような判断が望ましいか」について 10分~15分の範囲で評議を行った。評議終了後、質問紙(2)の裏に、最終的な判断とその確信の強さ(1全く確信がない~9強い確信がある)を記すことが求められた。最後にすべての配布資料と質問紙は回収された。次に配布資料 c(あるいは配布資料 b)が配布され、上記と同様の手続きをくり返した。

カウンターバランスを取るため、6 グループのうち半数の 3 グループは、配布資料 b、残りの半数の 3 グループは配布資料 c が先に配布された。所要時間は約 1 時間 30 分であった。

Ⅱ. 3 結果

(1) 検察審査会制度についての認識, (2) JR 福知山線脱線事故に対する判断, (3) 米軍軍属の男性による交通事故に対する判断について順に示す。なお 2 つの事案についての検察審査会の議決を知る者はいなかった。

(1) 検察審査会制度についての知識

質問紙 (1) a の検察審査会制度の知識を問う質問に、「検察審査会制度」について正しく記述していた者は 21% (34 人中 7 人) にすぎなかったが、DVD 視聴後の検察審査会制度についての理解度は、9 件法で平均 8.1 (SD=0.9) と高く、検察審査会制度の意義についても、9 件法で 7.6 (SD=1.6) と高い評価が得られた。

以上,検察審査会制度に対する知識を持たない者は79%であったが,検察審査会についての知識を得た後,当該制度の理解度および意義については高く評価された。

(2) JR 福知山線脱線事故に対する判断

「起訴相当、不起訴不当、不起訴相当」の判断については、大坪(2009)の裁判員評議 メカニズムの研究を参考に、ノン・パラメトリック検定を行った。大坪(2009)によると、 個人レベルの判断が有罪・無罪に割れやすいケースを除いて、陪審裁判/裁判員裁判での評 議体の有罪か無罪かの判断は安定的である。検察審査会においてもこうした傾向がみられ るか確認する。

評議前の判断 「起訴相当,不起訴不当,不起訴相当」の判断はそれぞれ,38%(13人),47%(16人),15%(5人)であった。判断の割合に偏りがあるかを確かめるためにカイ二乗検定を行った結果,有意傾向にあった(χ^2 (2)=5.71,p<.10)。「被疑者が起訴された場合,有罪・無罪のどちらになるか」については,有罪,無罪ともに 50%(17人)であった。次に「起訴された場合,有罪・無罪のどちらになるか」の判断とその判断の確信の強さから,-8.5(無罪判断で確信度 9)-8.5(有罪判断で確信度 9) の 1 刻みの数値になるように変換し,この数値を有罪確信とした。そして,有罪確信について,判断(3:起訴相当,不起訴不当,不起訴相当)を要因とする 1 要因の分散分析を行った。その結果,主効果が有意(F(2,31)=3.94, p<.05)で,下位検定(p<.05)。図 1 にその結果を示した。

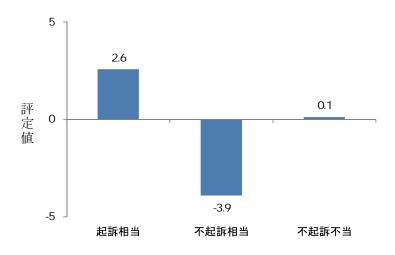


図1. 判断と有罪確信の強さ (JR 福知山線脱線事故)

以上、検察の判断「不起訴相当」を支持する割合は 15%と少なく、「起訴相当」と判断した者は「不起訴相当」と判断した者よりも有罪確信が有意に高かった。

評議前の判断理由 判断理由(自由記述)については、KJ 法(川喜田、1967、1970)に準じた方法で、カテゴリ分けした。なお、一人あたり、平均 1.2 (SD=0.4) カテゴリの記述がみられた。

表1は、判断別(起訴相当、不起訴相当、不起訴不当)に各カテゴリの記述のあった参加者の割合を示したものである。表1によると、「起訴相当」の理由としては、「社長の責任」(77%)が最も多く、「調査不十分、不明な部分がある」(54%)が次に多い。「不起訴相当」の理由としては、「社長の責任無。責任を問えない」(60%)、「社長の責任に対する疑問」(20%)、「立証が難しい」(20%)、「不起訴不当」の理由としては、「社長の責任」(50%)、「調査不十分。不明な部分がある」(31%)が挙げられている。

表 1. 判断理由に各カテゴリの記述があった参加者の割合(JR 福知山線脱線事故)

	社長の責 任	調査不十 分・不明 な部分が ある	真実がわ かりにく い	社長の責 任に対す る疑問	社長の責 任無。責 任を問え ない	立証が難しい	その他
起訴相当 (13)	77% (10)	54% (7)	0% (0)	8% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
不起訴相当(5)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	20% (1)	60% (3)	20% (1)	0% (0)
不起訴不当(16)	50% (8)	31% (5)	6% (1)	0% (0)	13% (2)	0% (0)	19% (3)
全体 (34)	53% (18)	35% (12)	3% (1)	6% (2)	15% (5)	3% (1)	9% (3)

()内は人数

判断に影響した事象 判断の際に9項目(①被害の大きさ,②審査申立て人の処罰感情, ③社会に与える影響,④起訴となった場合に有罪になる可能性,⑤法律の専門家ならどの ように判断するか,⑥法律,⑦過去の検察審査会の議決,⑧世論,⑨裁判で真相が解明さ れる可能性)について考慮した評定値(9件法)が、判断によってちがいがみられるかを 確かめた。

図2は、①~⑨の各項目が審査に影響した評定値を判断別に示したものである。

判断(3:起訴相当,不起訴不当,不起訴相当)と質問項目(9:上記①~⑨)を要因 とする 2 要因の分散分析を行った結果、質問項目の主効果が有意で (F(8, 248)=14.85, P<.005), 下位検定の結果, 項目⑦ (2.3) が他のどの項目よりも低く, 項目⑧ (4.7) と⑤ (4.0) が① (7.1), ③ (6.9), ⑨ (6.7), ② (6.2) よりも有意に小さく, 項目⑥(4.6)が 項目①,③,⑨よりも小さかった(いずれもp<.05)。また交互作用が有意で(F(16, 248)=2.70, p<.001), 単純主効果の検定では、項目⑤, ⑥, ⑧における判断の効果が有意であった(そ れぞれ F(2, 279)=4.06, p<.05: F(2,279)=4.86, p<.01: F(2, 279)=3.07, p<.05)。下位検定の 結果,項目⑥において不起訴相当(6.8)が起訴相当(3.5)よりも有意に高かった(p<.05) が、項目⑤と \otimes において、判断によるちがいはみられなかった (p>.10)。さらに、起訴相 当,不起訴相当,不起訴不当における項目の効果が有意で(それぞれ F(8,248)=7.42,F(8, (248)=7.35, F(8,248)=5.49, いずれも p<.001), 下位検定の結果, 起訴相当において, 項 目⑤ (3.5), ⑥ (3.5), ⑦ (2.7) が項目① (7.7), ②(6.2), ③ (7.3), ④ (5.9), ⑨ (7.2) よりも有意に小さく,項目⑧ (4.8) が項目① (7.7),③ (7.3) よりも有意に小さかった (いずれもp<.05)。また不起訴相当において,項目⑦(1.4)が項目①(6.6),②(5.0), ③ (5.4), ④ (6.2), ⑤ (6.2), ⑥ (6.8), ⑨ (5.8) よりも有意に小さく, 不起訴不当に おいて,項目⑦(2.3)が(6.8),②(6.6),③(6.9),④(4.9),⑥(4.7),⑧(5.3),⑨ (6.6) よりも,項目⑤ (3.6) が項目①,②,③,⑨よりも,項目⑥(4.7)が項目③よりも 有意に小さかった(いずれもp<.05)。

「法律」の評定値に関しては、有意水準 1%で判断間にちがいがみられ、不起訴相当が起訴相当よりも有意に高かった。各判断における評定値においても、有意水準 1%で項目間にちがいがみられた。不起訴相当と不起訴不当は、「過去の検察審査会の議決」が「被害の大きさ」「審査申立て人の処罰感情」「社会に与える影響」「起訴となった場合に有罪になる可能性」「法律」「裁判で真相が解明される可能性」よりも小さいという点で共通した。一方、起訴相当は、法律の専門家の判断」「法律」「過去の検察審査会の議決」が「被害の大きさ」「申立人の処罰感情」「社会に与える影響」「起訴となった場合に有罪になる可能性」「裁判で真相が解明される可能性」よりも有意に低かった。項目間においては有意水準 5%でちがいがみられ、「過去の検察審査会の議決」が最も低かった。

☑不起訴不当 ■不起訴相当 □起訴相当

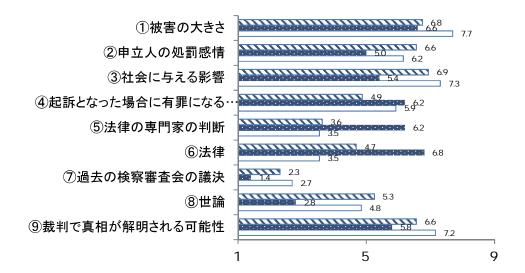


図2. 各判断に影響した要因の評定値(JR福知山線脱線事故)

評議後の判断 記入漏れのあった 1 人を除外した。「起訴相当,不起訴不当,不起訴相当」の判断はそれぞれ,36%(12 人),58%(19 人),6%(2 人)であった。判断の割合に偏りがあるかを確かめるためにカイ二乗検定を行った。その結果,有意傾向にあった(χ (2) =13.27, p<.01)。

「不起訴相当」の判断を支持したのは6%と僅かであった。

表 2 は、評議前後の各判断(起訴相当、不起訴相当、不起訴不当)の参加者の割合を示したものである(記入漏れのあった 1 人を除外した)。表 2 によると、69%(23 人)は評議前後で判断を変えていない。また、評議前に「不起訴不当」の判断が 48%(16 人)と最も多かったが、評議後は 58%(19 人)とさらに増加している。

	•						
		評議前					
		起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	合計		
==	起訴相当	27% (9)	9% (3)	0% (0)	36% (12)		
評 -	不起訴不当	6% (2)	39% (13)	12% (4)	58% (19)		
議後	不起訴相当	3% (1)	0% (0)	3% (1)	6% (2)		
权	合計	36% (12)	48% (16)	15% (5)	100% (33)		
					\ 		

表2. 評議前後の判断 (JR 福知山線脱線事故)

()内は人数

判断の背後で影響した要因 判断の背後にどのような要因が影響しているのかを確かめるために、判断の際に9項目(図2に示した①~⑨)それぞれが影響した程度に対する評定値について因子分析を行った。1回目の因子分析(主因子法)で、固有値は、第一因子2.29、2.08、1.62、0.80・・・と変化した。回転前の第3因子までの累積寄与率は67%

であった。暫定的に因子数を3として,2回目の因子分析(主因子法,プロマックス回転) を行った結果,3因子を抽出した。

表 3 はその結果(プロマックス回転後)である。各因子は、それぞれについて高い負荷量を示した項目の内容から、「被害者側観点」因子 (F1)、「法的観点」因子 (F2)、「市民的観点」因子 (F3) と命名した。尺度の信頼性を測るために、各因子の α 係数を求めたところ、「被害者側観点因子」. 74、「法的観点因子」. 72、「市民的観点因子」. 65 であった。

図 3 は、判断別の因子得点である。次に、各因子が及ぼす影響の強さが、判断によって異なるかを検討するために、判断(3:起訴相当、不起訴不当、不起訴相当)と因子得点(3:被害者観点因子、法的観点因子、市民的観点因子)を要因とする分散分析を行った。分析の結果、交互作用が有意であった(F(4,62)=4.12、p(.01)。単純主効果の検定では、第 2因子における判断の効果が有意であったが(F(2,93)=3.57、p(.05)、下位検定の結果、有意な効果は得られなかった(p(.10))。また、不起訴相当における因子得点の効果が有意で(F(2,62)=8.14、p(.001)、下位検定の結果、法的因子得点(.84)が、被害者観点因子得点、市民的観点因子得点(それぞれ、-.35、-.66)よりも有意に高かった(いずれもp(.05)。

以上,JR 福知山線脱線事故についての判断には,3 つの因子,被害者側観点・法的観点・ 市民的観点が影響し,不起訴相当の判断の場合,法的観点が最も強く影響した。

表3. 判断についての因子分析結果(JR 福知山線脱線事故)

(プロマックス回転後)

	(プロマップへ回転18			
		因子		
•	F1	F2	F3	
①被害の大きさ	.95	.08	.02	
⑨裁判で真相が解明される可能性	.63	.03	12	
②申立人の処罰感情	.57	08	.20	
⑤法律の専門家の判断	06	.85	.06	
⑥法律	04	.77	09	
④起訴となった場合に有罪になる可能性	.27	.48	04	
⑧世論	.01	09	.87	
⑦過去の検察審査会の議決	08	.24	.66	
③社会に与える影響	.11	14	.40	
寄与率(%)	25.43	23.11	17.96	
累積寄与率		48.54	66.50	
因子間相関 F2	05			
F3	.10	.19		

Note. F1:被害者側観点, F2:法的観点, F3:市民的観点

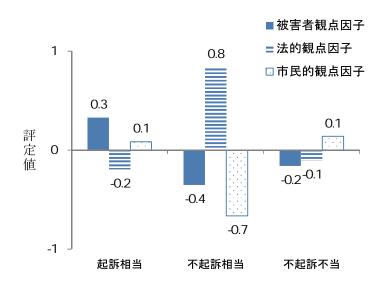


図3. 判断別の因子得点 (JR 福知山線脱線事故)

(3) 米軍軍属の男性が起こした交通事故に対する判断

「起訴相当,不起訴不当,不起訴相当」の判断については,(2) JR 福知山線脱線事故のケースと同様に,ノン・パラメトリック検定を行った。

なお、手続き上の瑕疵があったため、1人のデータを除外して以下の分析を行った。

評議前の判断 「起訴相当,不起訴不当,不起訴相当」の判断はそれぞれ,45% (15人),55% (18人),0% (0人) であった。判断の割合に偏りがあるかを確かめるためにカイ二乗検定を行った結果,有意差が認められた(χ^2 (2) =16.91,p<.01)。

被疑者が起訴された場合,有罪・無罪のどちらになるか」の判断については有罪,無罪がそれぞれ,82%(27人),18%(6人)であった。両判断に偏りがあるかを確かめるために正確二項検定を行った。その結果,前者が後者よりも有意に多かった(p<0.01)。次に(2)で求めたのと同様の方法で有罪確信を算出し,有罪確信について,判断(3:起訴相当,不起訴不当,不起訴相当)を要因とする1要因の分散分析を行った。しかし,有意な効果は得られなかった(F(1,31)=.13,p>.10)(M=4.0,SD=4.2)。

以上、検察の判断「不起訴相当」を支持する者はおらず、被疑者が起訴された場合に、 有罪になると考える者が82%と非常に多かった。

評議前の判断理由 判断理由 (自由記述) については, KJ法 (川喜田, 1967, 1970) に 準じてカテゴリ分けした。一人あたり平均 1.9 (*SD*=0.8) カテゴリの記述がみられた。

表 4 は、判断別(起訴相当、不起訴相当、不起訴不当)に各カテゴリの記述のあった参加者の割合を示したものである。表 4 によると、「起訴相当」の理由としては、「「公務中」に疑問」(73%)、「米軍処分が軽すぎ。日本に配慮無」(53%)、「被害の大きさ、社会的影響」(33%)、「不起訴不当」の理由としては、「「公務中」に疑問」(61%)、「再調査すべき」(33%)、「被害の大きさ、社会的影響」(22%)、「日本で処罰すべき」(22%)が挙げられている。

表4.判断理由に各カテゴリの記述があった参加者の割合(米軍軍属による交通事故)

	被害の大 きさ,社 会的影響	「公務 中」に疑 問	再調査すべき	日本で処罰すべき	米軍処分 が軽す ぎ・日本 に配慮無	日米地位 協定の存 在	日米関係を考慮すべき
起訴相当 (15)	33% (5)	73% (11)	7% (1)	20% (3)	53% (8)	20% (3)	7% (1)
不起訴不当(18)	22% (4)	61% (11)	33% (7)	22% (4)	11% (2)	11% (2)	11% (2)
全体 (33)	27% (9)	67% (22)	24% (8)	21% (7)	30% (10)	15% (5)	9% (3)

()内は人数

判断に影響した事象 判断の際に 9 項目(図 2 に示した①~⑨)について考慮した評定値が、判断によってちがいがみられるかを確かめるために、判断(3:起訴相当,不起訴不当,不起訴相当)と質問項目(9:上記①~⑨)を要因とする 2 要因の分散分析を行った。その結果,項目の主効果が有意であった(F(8, 248)=20.06, p<.001)。下位検定の結果,項目① (7.2) と項目⑨ (6.8) は,項目⑦ (2.6),⑤ (3.3),⑧ (4.4),⑥ (4.7) よりも有意に大きかった。また,項目② (5.9) が項目⑦,⑤,⑧よりも,項目④ (6.1) が項目⑤,⑧よりも大きかった。さらに,項目⑥が項目⑦,⑤よりも,項目⑧が項目⑦よりも有意に大きかった(いずれも p<.05)。交互作用については,有意傾向がみられた(F(8, 248)=1.96,p<.10)。

以上,「被害の大きさ」,「裁判で真相が解明される可能性」,「社会に与える影響」が,判断に強く影響する一方,「過去の検察審査会の議決」,「法律の専門家の判断」の影響はみられなかった。

評議後の判断 「起訴相当,不起訴不当,不起訴相当」の判断はそれぞれ,55% (18人),39% (13人),6% (2人) であった。判断に偏りがあるかを確かめるためにカイ二乗検定を行った。その結果,有意であった(χ^2 (2) =12.18,p<.01)。多重比較(ライアン法)の結果,「不起訴相当」の割合が最も低かった(p<.05)。

表5は、評議前後の各判断(起訴相当,不起訴相当,不起訴不当)の参加者の割合を示したものである。表5によると,66%(22人)は、評議前後で判断を変えていない。しかし、評議前は「不起訴不当」の判断が55%(18人)と最も多かったが、評議後は「起訴相当」の判断が55%(18人)と最も多く変化している。

表5. 評議前後の判断 (沖縄の米軍軍属による交通事故)

		評議前				
		起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	合計	
= ar	起訴相当	36% (12)	18% (6)	0% (0)	55% (18)	
議後	不起訴不当	9% (3)	30% (10)	0% (0)	39% (13)	
	不起訴相当	0% (0)	6% (2)	0% (0)	6% (2)	
	合計	46% (15)	55% (18)	0% (0)	100% (33)	

()内は人数

判断の背後で影響した要因 判断の背後にどのような要因が影響しているのかを確かめるために、判断の際に9項目(図2に示した①~⑨)それぞれが影響した程度に対する評定値について因子分析を行った。1回目の因子分析(主因子法)で、固有値は、第一因子2.81、1.74、1.34、0.84・・・と変化した。回転前の第3因子までの累積寄与率は65%であった。暫定的に、因子数を3として、2回目の因子分析(主因子法、プロマックス回転)を行った。その結果、項目①の因子負荷量(-.31)が低かったため、これを除いた。しかし因子数3の場合、項目数2の因子が生じることから、因子数を2として、3回目の因子分析(主因子法、プロマックス回転)を行った。その結果、項目⑨の因子負荷量(-.18)が低かったため、これを除いて、4回目の因子分析(主因子法、プロマックス回転)を行い、2因子を抽出した。

表 6 はその結果(プロマックス回転後)である。各因子は、それぞれについて高い負荷量を示した項目の内容から、「法的観点」因子 (F1)、「社会的観点」因子 (F2)と命名した。尺度の信頼性を測るために、各因子の α 係数を求めたところ、「法的観点因子」. 74、「社会的観点因子」. 63 であった。

図4に,各判断の因子得点を示した。

次に、各因子が及ぼす影響の強さが、判断によって異なるかを検討するために、判断 (2:起訴相当、不起訴不当)と因子得点 (2:法的観点因子、社会的観点因子)を要因とする 2要因の分散分析を行った。その結果、判断の主効果のみが有意であった (F(1, 31)=5.98, p<.05) (不起訴不当.28、起訴相当-.34)。

表 6. 判断についての因子分析結果 (米軍軍属による交通事故)(プロマックス回転後)

		1
-	因	子
	F1	F2
⑤法律の専門家の判断	.81	.29
⑦過去の検察審査会の議決	.78	.01
⑥法律	.69	38
③社会に与える影響	11	.75
⑧世論	.22	.53
②審査申立て人の処罰感情	24	.50
④起訴となった場合に有罪になる可能性	.07	.45
寄与率(%)	36.83	24.52
累積寄与率		61.36
因子間相関 F2	.34	

Note. F1: 法的観点, F2: 社会的観点

■法的観点因子

= 社会的観点因子

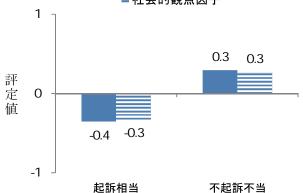


図4. 判断別の因子得点 (沖縄軍属の交通事故)

以上,沖縄軍属の交通事故事案の判断については,2 つの因子,法的観点因子・社会的 観点因子が影響し,不起訴不当は起訴相当よりも因子得点が有意に高かった。

(4)2つの事案の判断の関係

2 つの事案に対する判断に関連性があるかを確かめるために、各事案の「有罪確信」と各因子得点間で有意相関検定を行った。

表7はその結果である。

表7. 各事案の有罪確信と因子得点の関係

•			JR 福知山線脱線事故			沖縄軍属の交通事故		
		有罪	被害者	法的	市民	有罪	法的	社会的
		確信	側観点	観点	観点	確信	観点	観点
福	有罪確信	1.00						
知	被害者観点	.31	1.00					
山	法的観点	23	20	1.00				
線	市民観点	.06	.12	.29	1.00			
沖縄	有罪確信	.09	.09	.30	03	1.00	`	
	法的観点	26	08	.72**	.43*	.09	1.00	
	社会的観点	17	13	.56**	.45**	.31	.44*	1.00

*p<. 05, **p<. 01

表7によると、JR福知山線脱線事故の「法的観点」と沖縄軍属による交通事故の「法的観点」、「社会的観点」の間、JR福知山線脱線事故の「市民観点」と沖縄軍属による交通事故の「法的観点」、「社会的観点」の間に 1%水準で有意な正の相関がみられる。また沖縄

軍属による交通事故の「法的観点」と「社会的観点」の間にも 5%水準で有意な相関がみられる。

Ⅲ. 考察

Ⅲ. 1 検察審査会制度についての認識

協力者の 79%は、検察審査会制度についての知識をもたなかった。しかし市民誰もが検察審査員になる可能性、検察の不起訴に対して異議を唱える状況に置かれる可能性があることを鑑みれば、学校教育で検察審査会制度についての学ぶ機会をもつことが望まれる。 検察審査会制度の DVD 視聴後、検察審査会制度の理解度は高く、その意義を高く評価する傾向にあった。検察審査会制度について学校教育で学ぶ機会をもつことは重要であろう。

Ⅲ. 2 JR 福知山線脱線事故に関する判断

評議前は、「不起訴不当」、「起訴相当」がそれぞれ 47%、38%であるのに対し、「不起訴相当」は 15%と少数であった。評議後には、「不起訴不当」、「起訴相当」が、それぞれ 58%、36%となり、「不起訴相当」はさらに 6%と減少した。いずれにしても、検察と同じ「不起訴相当」と判断した者は僅かであった。評議体の判断は、大坪(2009)が指摘していたように、安定的であったといえる。

裁判で有罪となるかについての判断は、起訴か否かの判断によって異なった。有罪確信は、「起訴相当」((2.6) と判断した者が「不起訴相当」((-3.9)) と判断した者よりも有意に高く、裁判で有罪となるか否かの判断が起訴か否かの判断に影響した可能性は示唆されるものの、「有罪確信」の値が、(-8.5) (全く確信がない) (-8.5) (強い確信がある) の値を取りうることを考えると、両者ともに有罪か否かの判断の確信が強いとはいえない。「起訴相当」と判断した者の判断は、「有罪となる確証のないままの起訴」を避ける(法曹界、(-2013) 傾向にある検察の判断とは異なるものである。

評議前の判断に影響した事象及び要因は、「不起訴相当」と判断した者と、「起訴相当」と判断した者で、対照的であった。「法律」が判断にどの程度影響したかの評定値は、不起訴相当が起訴相当よりも有意に高かった。また、判断理由(自由記述)に関しては、前者が挙げていた「社長の責任無」(60%)、「立証が難しい」(20%)を後者は挙げておらず、その一方で、後者が挙げていた「社長の責任」(77%)、「調査不十分・不明な部分がある」(54%)を前者は挙げていない。「調査不十分・不明な部分がある」ことが理由で「起訴」されるならば、福井(2011)が指摘していた、「捜査の糾問性の克服」、「公判の活性化(公判中心主義)」につながる可能性がある。さらに、因子分析の結果から、判断に及ぼす影響は、「不起訴相当」の場合、「市民観点」を考慮した程度が他の2つの観点(「被害者観点」、「法的観点」)を考慮した程度よりも小さかった。「不起訴相当」と判断した者は、「起訴相当」、「不起訴不当」と判断した者と比較して、「法的観点」を「市民観点」よりも重視するという点において、検察の判断に近いと思われる。

Ⅲ.3 米軍軍属の男性が起こした交通事故に関する判断

評議前の判断は、「起訴相当」、「不起訴不当」がそれぞれ 45%、55%で、「不起訴相当」 とした者はいなかった。評議後は、「起訴相当」が 55%に増加し、「不起訴不当」が 39% に減少したが、「不起訴相当」は 6%と非常に少なかった。福知山線脱線事故のケースと比較すると「起訴相当」の判断は、評議後に増加したが、これは個人レベルの「起訴相当」 か否かの判断が割れやすかったことに起因していると思われる。「起訴相当」と判断した参加者の発言が評議過程で影響を及ぼしたのかもしれない。

評議前の判断については、「不起訴不当」と判断した者と、「起訴相当」と判断した者で共通の傾向がみられた。両者とも被疑者が裁判で有罪となる可能性(82%)が高いと判断する傾向にあったが、有罪確信の平均評定値は 4.0 であり、有罪確信が・8.5~8.5 の値をとりうることを考慮すると、判断の確信が強かったとはいえない。つまり、本事案においても、「有罪となる確証」が強くない場合でも「起訴」と判断する傾向がみられた。評議前の判断理由(自由記述)をみると、「不起訴不当」、「起訴相当」と判断した両者ともに、「「公務中」に疑問」(それぞれ 61%、75%)が最も多かった。前者は「再調査すべき」が 33%、後者は「米軍の処分が軽すぎ」が 53%と多かった。これらの判断理由には、市民特有の観点が反映されていると思われる。さらに、因子分析の結果をみると、「不起訴不当」が「起訴相当」よりも、因子得点が有意に高かったが、いずれの判断においても、「法的観点」因子得点と「社会的観点」因子得点の間に有意なちがいがみられなかった。こうした傾向は市民に特有なのかもしれない。

Ⅲ. 4 総合考察

JR 福知山線脱線事故、沖縄米軍軍属による交通事故の両事案において、必ずしも十分な「裁判で有罪となる確信」が「起訴相当」の判断に伴わないこと、「審査申し立て人の処罰感情」や「被害の大きさ」が判断に影響を及ぼす傾向が示された。JR 福知山線脱線事故の事案では、「調査不十分。不明な部分がある」ことを「起訴相当」の理由として挙げた者が 54%にのぼった。これらの結果は、市民の起訴の基準が検察の起訴の基準とは異なる傾向にあることを示唆するものである。JR 福知山線脱線事故の事案の「不起訴相当」の判断には、「法的観点」因子の影響が大きかったが、因子得点との関係をみると、両事案ともに「法的観点」と有罪確信との間に有意な関係がみられなかったことから、協力者の「法的観点」は、検察の法的観点とは必ずしも一致するものではないことが示唆された。なお、本研究では大学生を対象としたため、得られた結果のみから一般市民の上記判断傾向について議論するには慎重を要する。

本研究で扱った両事案は被疑者・被告人よりも検察審査会に審査を申し立てた被害者側が弱い立場にあった。沖縄の軍属による交通事故の不起訴は、被害者の人権を無視し政治的配慮を優先したものであった。調査協力者である大学生の判断は、不起訴に納得できずに検察審査会に審査を申し立てた、弱い立場の被害者遺族の観点にたった傾向が強かったといえる。

両事案は、それぞれ裁判で異なる判決が下された。JR 福知山線脱線事故は、2009 年に

強制起訴となったものの,2012年に神戸地裁は,元社長3人に対して,無罪を言い渡した(読売新聞,2013)。検察審査会の判断は司法を変えることはできなかった。しかし,"社会的責任"についての議論を高めるという点において,影響力を及ぼした。

一方,沖縄米軍軍属による交通事故は、2011年に強制起訴となり、2012年に那覇地裁は実刑判決を言い渡した(読売新聞、2012)。2011年までの過去5年の軍属の公務中の交通事故62件すべてが裁判にかけられていない(読売新聞、2011d)が、こうした状況に風穴を開けたのは、沖縄における市民運動だと思われる。沖縄米軍軍属による交通事故をめぐる検察官の不起訴処分に対して、被害者の友人らでつくる「遺族を支える会」が、協定改定を訴える抗議集会を開いた。そして、日米両政府に対し、協定の抜本的な見直しなどを求める決議(米国政府に第1次裁判権を放棄させ、日本の司法で裁くよう日本政府に求める要望などを含む)を採択した(読売新聞、2011c)。また、被害者遺族は県内の市町村議会に足を運び、地位協定の改定を求める決議をするよう要請した。決議・意見書を可決した議会は、県内の8割に当たる33市町村に上り、署名は約6万2000人分に達する(読売新聞、2011e)。外務省関係者によると、「この問題が政治問題化し、普天間問題などにも影響することを米国は懸念し、(日米地位協定の)運用改善に同意する姿勢に変化した」(読売新聞、2011b)。

検察審査会制度に起訴の強制力が付与されたことで、追訴されない権力の横暴を食い止めるという点においても、「民意の反映」の意義をみることは可能であろう。

[注]

1) 明石歩道橋事故 (2010 年) (免訴/確定), JR 福知山線脱線事故 (2010 年) (無罪/確定), 未公開株取引を巡る詐欺事件 (2010 年) (無罪/確定), 陸山会事件 (2011 年) (無罪/確定), 尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件 (2012 年) (公訴棄却), 飲食店従業員への暴行事件 (2012 年) (科料 9000 円/確定), 教え子への準強姦事件 (2012 年) (無罪/確定), 柔道教室での業務状過失傷害事件 (2013 年) (禁固 1 年執行猶予 3 年/確定), 東京電力福島第一原発事故 (2016 年) (未確定)。() 内は起訴の時期

本研究は JSPS 科研費 24101506 の助成を受けたものです。

[参考文献]

今関源成、「検察審査会による強制起訴」、『法律時報』, 1033, 2011年, 1-3頁.

大坪庸介,「集団意思決定研究から裁判員評議メカニズムを考える」,『裁判員と法心理学』, ぎょうせい,2009年,174-184.

沖縄タイムス,「米軍属不起訴不当 遺族が申し立て」,2011年4月26日 朝刊

春日勉,「検察審査会の在り方と「市民性」について考える」,『法と民主主義』,457,2011 年,58-63頁

川喜田二郎,『発想法』,中公新書,1967年

川喜田二郎,『続 発送法』,中公新書,1970年

最高裁判所、『検察審査会の概要』、最高裁判所、2015年3月27日、

<http://www.courts.go.jp/kensin/seido_gaiyo/index.html>(2015 年 5 月 18 日)

- 坂井一郎,「裁判員制度創設過程に対する疑義」,『法社会学』,72,2010年,193-200頁中島宏,「検察審査会と公訴のあり方」,『法学セミナー』,58(3),2013年,14-17頁新垣勉,「米軍軍属の通勤途上の交通事故処罰をめぐる法的問題」,『日米地位協定改定を実
 - 現する NGO』, 2011年6月15日, http://kaiteingo.ti-da.net/e3594962.html (2013年1月19日)
- 新屋達之,「本格始動した改正検察審査会」,『法律時報』,82 (11),2010年,1-3頁 平田紳,「改正検察審査会の活動:大規模事故と起訴強制」,『福岡大学法学論叢』,55(3/4), 2011年,435-460頁
- 福井厚,「国民の司法参加と民主主義」,『村井敏邦先生古稀記念論文集 人権の刑事法学』, 日本評論社,2011年,408-430頁
- 船山泰範,「権力が守る犯罪」,『政経研究』, 52(2), 2015年, 467-494頁
- 法曹会,『検察講義案』,司法研修所検察教官室編,2013年
- 堀籠幸男,「15 のいす これからの刑事裁判」,『司法の窓』,第 75 号,2014 年 7 月 15 日 < http://www.courts.go.jp/vcms lf/20902001.pdf > (2015 年 4 月 13 日)
- 毎日新聞,「JR福知山線脱線:遺族が検察審申し立て 業過致死傷罪で歴代3社長起訴求め」, 2009 年8月21日 大阪夕刊
- 毎日新聞,「クローズアップ 2010:元 JR 西 3 社長,起訴へ 先行する「市民感覚」」,2010 (a) 年 3 月 27 日 大阪朝刊
- 毎日新聞,「JR 福知山線脱線:元 JR 西3社長,業過致死傷罪で起訴へーー検察審」,2010 (b) 年3月27日 大阪朝刊
- 毎日新聞,「特集: JR 尼崎脱線 歴代3社長,27日地裁判決 トップの責任,どう判断」, 2013年9月24日 大阪朝刊
- 読売新聞,「沖縄本土復帰きょう39年 交通事故 米軍属不起訴 地位協定なお厚い壁」, 2011 (a) 年5月15日 西部朝刊
- 読売新聞,「米,沖縄に配慮示す 地位協定運用見直し 普天間念頭 日本側「一定の前進」」, 2011(b)年11月25日東京朝刊
- 読売新聞,「地位協定改定へ抗議集会 米軍属不起訴受け 被害者友人ら270人」,2011 (c) 年6月26日 西部朝刊
- 読売新聞,「[社説] 日米地位協定 検察審が運用改善を促した」,2011(d)11月26日 東京朝刊
- 読売新聞,「地位協定運用見直し 国民の声 日米動かす 検察審「起訴相当」が契機」, 2011(e)年11月25日 東京朝刊
- 読売新聞,「米軍属実刑判決「地位協定の壁破った」遺族ら抜本改定望む声」, 2012 年 2 月 23 日 西武朝刊
- 読売新聞,「[社説] JR西事故無罪 惨事忘れず不断の安全対策を」, 2013 年 9 月 30 日 東京朝刊
- 読売新聞,「JR西3社長無罪 「司法に痛み 届かない」 遺族ら落胆あらわ」, 2015 年3月28日 大阪朝刊
- 読売新聞,「[ニュースQ+]強制起訴とは? 市民審査で判断 弁護士が検事役」, 2017 年7月1日 東京朝刊

Experimental study about the judgement of Japanese grand juror—Results of simulation prosecutorial examination for university students—

Yuko Yamasaki

Abstract: The decision of the Committees for the Inquest of Prosecution, which is Japanese grand jury, has teeth in 2009 and eight cases were brought charge as of March 28, 2015. But among these cases only two ones were convicted in court. Why the innocent percentage in the cases which were indicted by Japanese grand jury was larger than that in the cases which were indicted by prosecutors? The reason might be due to a difference in their recognition to the criteria for the indictment.

In this study, we took two cases which were prosecuted by the Committees for the Inquest of Prosecution and make a study on university students' judgement about the prosecution. It revealed that they tend to make consideration adequately about the size of damage, possibility that a truth is elucidated by a trial, and the victim's emotional request for a harsh penalty, and that they apt to give little thought about the law. And it indicated that their judgment about indictment or not was little based on their degree of conviction about a suspect's guilty. Furthermore, the participant's judgement of whether prosecution or not depended on the degree how they judged from "legal point of view", but their judgment was not the same as the prosecutor's one.

Keywords: Japanese grand juror, Public opinion, Standards for prosecution